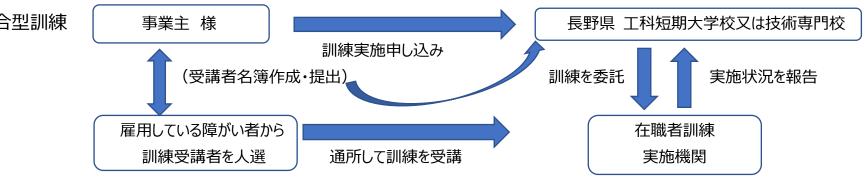
在職者訓練とは

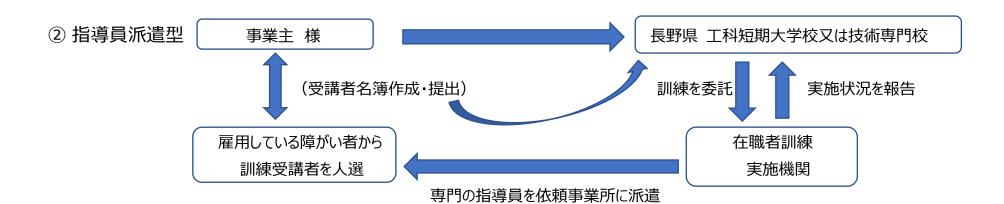
「在職者訓練」とは、厚生労働省の委託により長野県が実施する職業訓練で、企業に在職している障がいのある方を対象に行う職業訓練であり、訓練にかかる費用は長野県が負担します。

目 的	企業に在籍している障がい者に、雇用継続に資する職業知識と技能を付与する。
対 象 者	雇用契約に基づき企業・団体等に在籍している障がい者
実施方法	① 集合型訓練 長野県が訓練を委託した民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO 法人、企業等へ通所し 知識・技能の習得を目標として座学型で訓練を実施する。
	② 指導員派遣型 長野県が訓練を委託した民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO 法人、企業等が指導員を
	訓練実施を希望する企業・団体等へ派遣し、企業の現場に即応した訓練を実施する。
訓練期間	3か月以内
訓練時間	12 時間以上、160 時間以内
訓練内容(例)	コミュニケ―ション、ビジネスマナー、パソコン、清掃 等

在職者訓練の実施フロー







【お問合せ先】 長野県南信工科短期大学校 〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 8304-190 **8** 0265-71-5051 長野県長野技術専門校 〒388-8011 長野市篠ノ井布施五明 3537 **〒 026-292-2341** 長野県松本技術専門校 〒399-0011 松本市寿北 7-16-1 ☎ 0263-58-3158

> 長野県佐久技術専門校 〒385-0042 佐久市高柳 346-4 **8** 0267-62-0549